**優先出資証券提出不能に対する異議申述公告**

　当社は、優先資本金の額の減少に際し、優先出資の消却を行うため、当社優先出資証券の提出を求めたところ、後記の優先出資社員から優先出資証券を提出できない旨の申し出がありました。よってこれら優先出資社員に対して、旧優先出資証券と引換でなしに新優先出資証券を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

　　令和○年○○月○○日

東京都○○○区○○丁目○○番○号　　　　　　　　　　　　○○○○○○○特定目的会社

取締役　○○　○○

　当会社優先出資

　券　別　　枚数　　 番　　号 　　　　　　　名義人住所　　　　　　 　　　氏　　　名

　五〇口券　　一　〇四八　　　　　東京都○○○区○○丁目○○番○号　　　○○○○○株式会社

一〇〇口券　　一　〇五四　　　　　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

二〇〇口券　十二　〇〇一～〇一二　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

〃　　　　　　三　〇二一～〇二三　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

〃　　　　　　三　〇二七～〇二九　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

〃　　　　　　二　〇四〇～〇四一　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

〃　　　　　　四　〇五〇～〇五三　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

九九〇口券　　二　〇六〇・〇六五　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　〃

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

関連条文　資産の流動化に関する法律　第四十七条第六項

会社法　第二百二十条（準用）

会社法　第二百十九条（準用）